

パブリックコメントを実施します

■案件の名称

(仮称)養老町まちづくりビジョン
(素案)

■意見の募集期間

12月28日(月)～1月26日(火)

■意見を提出できる人

本町に居住、勤務または在学する人など

※詳細は、町ホームページまたは、町役場2階企画政策課窓口で閲覧できます。

☎企画政策課 ☎32-1102

■案件の名称

養老町国土強靱化地域計画(案)

■意見の募集期間

1月4日(月)～2月1日(月)

■意見を提出できる人

本町に居住、勤務または在学する人など

※詳細は、町ホームページまたは、町役場3階建設課窓口で閲覧できます。

☎建設課 ☎32-5081

■案件の名称

第8期(令和3年度～令和5年度)
養老町介護保険事業計画(案)

■意見の募集期間

12月28日(月)～1月26日(火)

■意見を提出できる人

本町に居住、勤務または在学する人など

※詳細は、町ホームページまたは、町役場1階健康福祉課窓口で閲覧できます。

☎健康福祉課 ☎32-1105

後付けの急発進等抑制装置設置費用の補助を行っています

養老町高齢運転者交通安全対策事業補助金

高齢運転者の交通事故防止を図ることを目的として、自家用自動車に設置する、後付けの急発進等抑制装置(以下「装置」という)の設置に係る経費の一部を補助します(1人につき1回限り)。

○補助対象者 (次の項目全てに該当する人)

- ①養老町に住民登録をしている人
- ②75歳以上の人(令和2年度内に75歳に達する人を含む)
- ③自動車(自動二輪を除く)を運転できる有効期限内の運転免許証を保有している人
- ④自家用自動車に、装置の取付けを、後付け装置販売・取付け店舗に行わせ、使用上の説明を受けている人
- ⑤自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている人
- ⑥装置を設置した自家用自動車の自動車税または軽自動車税の滞納がない人
- ⑦町税等の滞納がない人

○補助対象経費

装置の購入および設置に要した経費とする。(消費税および地方消費税相当額を含み、国補助金および設置に際して行った自動車の故障箇所の修理もしくは補修 または改良もしくは改造に係る費用を除く)

○補助金額

自家用自動車1台あたり1万円(補助対象経費が1万円未満の場合は、補助対象経費の額(千円未満を切捨てた額))

○補助対象期間等

装置の設置期間: 令和2年4月15日から令和3年2月28日まで

補助金の申請期限: 令和3年3月15日まで

詳しくは、建設課までお問合せください。

☎建設課 ☎32-5081

水道管の凍結にご注意ください

冬になると屋外の蛇口や水道管が凍ることによって水が出なくなったり、凍結による破裂・ひび割れなどによって修理の費用がかかることがあります。

次の点に注意し、水道管の凍結や破裂を防ぎましょう。

○凍結を防ぐには

屋外の露出している水道管(水道本管からメーターまでの取出管を含む)や蛇口に、保温材などを巻き付け、直接冷たい空気が当たらないようにしてください。

○凍って水が出ないときは

凍った部分をタオルなどで包み、その上からぬるま湯をかけてください。直接、熱湯をかけると破裂することがあるので注意してください。

○破裂したときは

まず、止水せん(メーターボックス内)を閉め、町指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

☎水道課 ☎32-5082